

建築確認制度と連動させる整備基準について

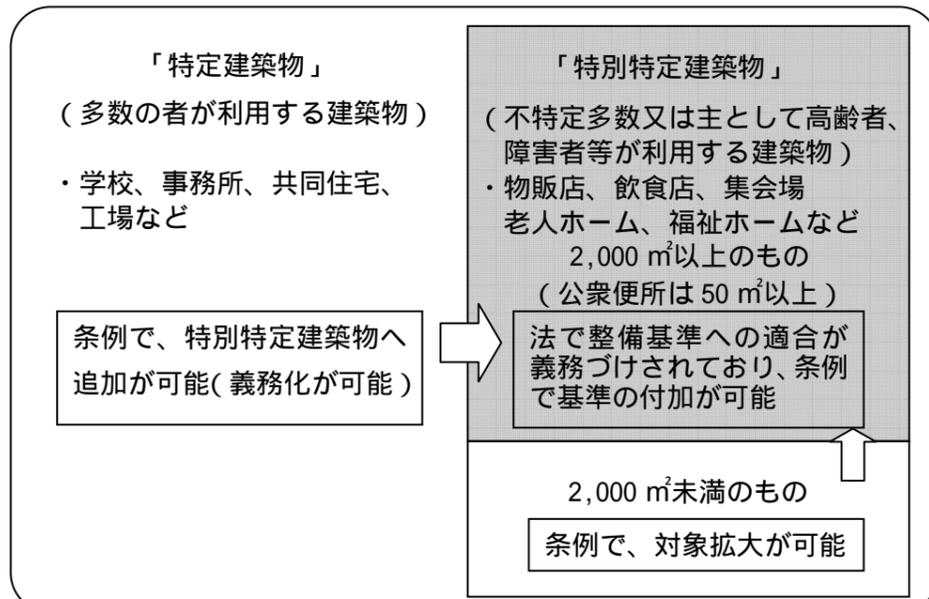
1. 国における法整備の進展

国においては、建築物については平成6年に「ハートビル法」、公共交通機関については平成12年に「交通バリアフリー法」を制定してそれぞれ取組みが進められ、上記を統合した「バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」が平成18年に制定されている。

<バリアフリー法の概要>

バリアフリー法では学校、病院等の多数の者が利用する建築物を「特定建築物」、そのうち不特定多数又は主として障害者、高齢者等が利用する建築物を「特別特定建築物」として定め、基本的に2,000㎡以上の「特別特定建築物」を対象としてバリアフリー整備の基準である「建築物移動等円滑化整備基準」に適合すること義務づけています。

バリアフリー法第14条第3項の規定では地方公共団体が条例により、整備基準の義務づけの対象となる建築物の用途、面積の拡大、整備基準の追加が可能とされています。



2. 現行条例整備基準の建築確認制度との連動について

2-1. 基本的な考え方

- (1) 原則として、現行条例の整備基準はすべてバリアフリー法の整備基準に付加
現行条例の整備基準をバリアフリー法の整備基準の項目に沿って再構成する
現行条例の1,000㎡、2,000㎡を区切りとする規模別の規制内容を維持する
- (2) ただし、過度な負担、整備の硬直化のおそれのある整備基準は適用除外又は原則にとどめる
小規模な施設において事業者の過度な負担を回避するため、整備基準の一部を適用除外とする
整備のバリエーションを許容し、整備の硬直化を回避するため、寸法規定等の一部を原則にとどめる

2-2. 適用除外とする整備基準と原則にとどめる整備基準(主なもの)

(1) 適用除外とするもの

整備基準	対応方針
・腰掛式便房の出入口幅員は85cmとする(1,000㎡以下)	建物出入口幅員80cmと比較し過大なため、寸法規定は適用除外とする
・外部出入口に段を設けない(1,000㎡以下)	道路と外部出入口が近接し、やむなく段差が生じる場合は、適用除外とする
・傾斜路の幅は120cm以上とする(2,000㎡以下)	2,000㎡未満は廊下の幅員規定がないため、適用除外とする

(2) 原則にとどめるもの

整備基準	対応方針
・H75~85cmの手すりを設ける	高齢者、幼児などにとっては低い方が望ましい場合もあるため、寸法規定は原則にとどめる
・階段に蹴込板及び滑り止めを設置する	蹴込板を設けない階段もあるため、原則にとどめる
・車いす使用者用便房を一般便所内に設置するとき内法寸法は180cm×120cm以上又は160cm×140cm以上とする	出入口位置、進入方向によりバリエーションがあるため、寸法規定は原則にとどめる
・洗面器の周囲に握りやすい形状の手すりを設置する	小規模施設の限定されたスペースで手すりがない方が使いやすい場合があるため、設置は原則にとどめる

建築確認制度と連動させる整備基準

網かけなしは、バリアフリー法の整備基準(「第 条」はバリアフリー法施行令の該当条文)
 網掛けは、現行条例のうちバリアフリー法の整備基準に付加するもの
 吹き出しは、適用除外とするもの、原則にとどめるもの

一般基準

施設等	適用規模
廊下等 (第 11 条)	
表面は滑りにくい仕上げとする	
点状ブロック等(色彩を容易に識別できるもの)を敷設する(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)	1
点状ブロック等(色彩を容易に識別できるもの)を敷設する(階段又は傾斜路の下端に近接する部分)	
階段 (第 12 条)	2,000 m ² 以上
手すりを設ける(踊場を除く)	
踊り場を含め、H75~85cmの手すりを設ける	
両側に連続して手すりを設置する	
表面は滑りにくい仕上げとする	
段は識別しやすいものとする	
段はつまずきにくいものとする	
側板又は立ち上がりを設置する	
蹴込板及び滑り止めを設置する	
点状ブロック等(色彩を容易に識別できるもの)を敷設する(段部分の上端に近接する踊場の部分)	2
点状ブロック等(色彩を容易に識別できるもの)を敷設する(段部分の下端に近接する踊場の部分)	
公共の交通機関の施設にあっては、端部に点字による行き先の表示を行う	
原則として主な階段を回り階段としない	
公共の交通機関の施設にあっては、全ての階段を回り階段としない	
傾斜路 (第 13 条)	
手すりを設ける(勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除)	
手すりをH75~85cmの位置に設置する	
表面は滑りにくい仕上げとする	
前後の廊下等と識別しやすいものとする	
点状ブロック等(色彩を容易に識別できるもの)を敷設する(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)	3
点状ブロック等(色彩を容易に識別できるもの)を敷設する(傾斜部分の下端に近接する踊場の部分)	
便所 (第 14 条)	1,000 m ² 以上
車いす使用者用便房を設ける(1以上)	
(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置する	
(2)便器の両側に手すりを設置する	
(3)出入口有効幅員は85cm以上とする	
(4)戸の形式は引き戸式又は外開き式とする	
(5)洗浄装置はくつべら式、光感知式等操作が容易なものとする	
(6)車いすで利用しやすいよう十分な空間を確保する	
(7)車いす使用者用便房を一般便所内に設置するとき内法寸法は180cm×120cm以上又は160cm×140cm以上とする	
(8)車いす使用者用便房が独立型するとき	
1)内法寸法は200cm×200cm以上とする	
2)一般便所に近接した位置に設置する	
3)非常ボタンを設置する	
4)手すり付きの洗面台をH70~80cmに設置する	
腰掛式便房(両側手すり・出入口幅員85cm等)を設ける(1以上)	1,000 m ² 未満
水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設ける(1以上)	2,000 m ² 以上
(1)水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房には、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を備える	
床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設ける(1以上)	

高齢者、幼児などにとっては低い方が望ましい場合もあるため、寸法規定は原則にとどめる

蹴込板を設けない階段もあるため、原則にとどめる

高齢者、幼児などにとっては低い方が望ましい場合もあるため、寸法規定は原則にとどめる

製品が流通していないため、くつべら式は付加しない

出入口位置、進入方向によりバリエーションがあるため、寸法規定は原則にとどめる

建物出入口幅員80cmと比較し過大なため、寸法規定は適用除外とする

(1)小便器の周囲に手すりを設置する 洗面器を設置する(1以上)	小規模施設の限定されたスペースでは手すりがない方が使いやすい場合もあるため、設置は原則にとどめる	
(1) H70~80cmに設置する		
(2)洗面器の周囲には握りやすい形状の手すりを設置する		
(3)洗面器の水洗器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとする		
便所の出入口の戸は引き戸式又は手動の開き戸式とする		
床面は滑りにくい仕上げとする		
公共の交通機関の施設にあっては、点字による案内板を設置する		
おむつ交換台を設置する(1以上)		1,000 m ² 以上
ホテル又は旅館の客室 (第 15 条)	客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設ける 便所(同じ階に共用便所があれば免除)	客室50室以上
(1)便所内に車いす使用者用便房を設ける(便所の(1)、(2)及び(4)から(7)に該当するもの)		
(2)出入口の幅は80cm以上とする(当該便房を設ける便所も同様)		
(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける(当該便房を設ける便所も同様)		
(4)高低差がある場合は傾斜路を設置する		
1)幅は、90cm以上とする		
2)勾配は、1/12(高低差10cm未満の場合は1/8)以下とする		
(5)非常ボタンを設置する		
(6)便所の(1)及び(3)に該当する洗面器を設置する		
(7)床面は滑りにくい仕上げとする		
浴室等(共用の浴室等があれば免除)		
(1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する		
(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間を確保する		
(3)出入口の幅は80cm以上とする		
(4)入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がないものとする		
(5)非常ボタンを設置する		
(6)洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さはH40~45cmとする		
(7)床面は滑りにくい仕上げとする		
敷地内の通路 (第 16 条)	表面は滑りにくい仕上げとする 段がある部分	高齢者、幼児などにとっては低い方が望ましい場合もあるため、寸法規定は原則にとどめる
(1)手すりを設ける		
(2)H75~85cmに手すりを設置する		
(2)識別しやすいものとする		
(3)つまずきにくいものとする		
(4)立ち上がり又は側壁の転び止め処理をする		
(5)蹴込板及び滑り止めを設置する		
傾斜路		
(1)手すりを設ける(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)		
(2)前後の通路と識別しやすいものとする		
駐車場 (第 17 条)	車いす使用者用駐車施設を設ける(1以上)	2,000 m ² 又は30台以上
(1)幅は350cm以上とする		
(2)利用居室までの経路が短い位置に設ける		
(3)車いす使用者用駐車施設である旨を駐車区画面に表示し、駐車区画面付近に標識を設置する(日本工業規格Z8210に適合する記号を用いて表示)		
浴室等 (条例)	ホテル又は旅館、老人福祉施設等、公衆浴場にあつては、浴室を設ける場合(1以上)	1,000 m ² 以上
(1)出入口の幅員は80cm以上とする		
(2)出入口の前後に高低差がないものとする		
(3)洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さはH40~45cmとする		
(4)浴槽及び洗い場に手すりを設置する		

かご内に戸の開閉状態を確認できる鏡を設置する	
かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設ける	
乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける	
戸は緩やかに開閉し、開いている時間は車いすによる乗降を配慮したものとする	
出入口の利用者を感じし、戸を閉鎖を自動的に制止する装置を設ける	
不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	
(1)上記 から を満たす	
(2)かごの幅は、140cm以上とする	
(3)かごは車いすが転回できる形状とする	
不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 1	
(1)上記 から を満たす	
(2)かご内に到着階・戸の開鎖を知らせる音声装置を設ける	
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設ける	
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設ける	
公共の交通機関の施設の場合	乗降客数
(1)上記 から 、 から 、 から ((2)除く)を満たす	5000人 / 日以上
(2)かごの幅140cm以上、奥行き135cm以上とする 又は、出入口が複数あり、開閉する戸の方向を表示する装置を備えたもので、かごの幅90cm以上かつ床面積1.83㎡以上のものであるとする	
(3)かご内に戸の開閉状態を確認できる鏡を設置する(出入口が複数あるもの除く)	
(4)かご及び昇降路の出入口の戸にガラスをはめこむ等により、かご外からかご内を視認できるものとする	
(5)かご及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長できる機能を備えたものとする	
共同住宅の場合	3階以上
(1)上記 から 、 から ((2)除く)を満たすエレベーターを1以上設置する	に住戸のある場合
(2)エレベーターのかごの大きさは、間口100cm以上、奥行き110cm以上とする かごの幅100cm以上、奥行き110cm以上のエレベーターを設置する場合(1以上)	1,000㎡以上
(1) ~ 、 ~ ((2)除く)を満たす	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(第六号)	
エレベーターの場合	
(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)とする	
(2)かごの幅は70cm以上とする	
(3)かごの奥行きは120cm以上とする	
(4)かごの床面積は十分なものとする(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
エスカレーターの場合	
(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)とする	
特殊な構造の昇降機を設置する場合、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置する	
敷地内の通路(第七号)	
幅は120cm以上とする	
区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所を設ける	
戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける	
傾斜路	
(1)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)とする	
(2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)とする	
(3)勾配は1/12以下(高さ10cm以下の場合は1/8以下)とする	
(4)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける(勾配1/20以下の場合は免除)	
(5)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける(勾配1/20以下の場合含む)	
(6)縁端部に5cm以上の立ち上がり又は側壁を設置する	
(7)H75~85cmに手すりを設置する	
(8)公共の交通機関の施設にあっては、両側に手すりを設置する	
歩車道を分離する	5,000㎡以上
排水溝を設ける場合	

バリアフリー法の整備基準ににあわせることとし、付加しない

バリアフリー法の整備基準ににあわせることとし、付加しない

高齢者、幼児などにとっては低い方が望ましい場合もあるため、寸法規定は原則にとどめる

	(1)溝ぶたの表面は滑りにくいものとする
	(2)溝ぶたは車いすのキャスターが落ち込まないものとする
(第3項)	上記 から は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る

視覚障害者移動等円滑化経路基準 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	
案内設備までの経路(第21条)	線状ブロック等・点状ブロック等(共に色彩を容易に識別できるもの)の敷設又は音声誘導装置を設置する(風除室で直進する場合は免除)
	線状ブロック等・点状ブロック等(共に色彩を容易に識別できるもの)の敷設又は音声誘導装置を設置する(風除室内も設置)
	車路に接する部分に点状ブロック等(色彩を容易に識別できるもの)を敷設する
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等(色彩を容易に識別できるもの)を敷設する 2
	車路を横断する部分、段・傾斜がある部分の下端及び踊り場に点状ブロック等(色彩を容易に識別できるもの)を敷設する
乗降場等までの経路	公共の交通機関の施設にあっては駅前広場から出入口まで、出入口から乗降場・エレベーター乗り場・便所・乗車券販売所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路にする

- 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
 - 自動車庫に設ける場合
 - 受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合
- 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)
 - 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - 段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

整備基準適用表 (1,000㎡以上2,000㎡未満の建築物)

対象用途	一般基準										移動等円滑化経路										視覚障害者移動等円滑化経路																	
	廊下等 (滑りにくい仕上げ・点状ブロック敷設)	階段 (段の識別とつまぎにくい処置・点状ブロック敷設)	傾斜路 (手すり設置・滑りにくい仕上げ・傾斜の識別・点状ブロック敷設)	両側手すり設置	車いす便所 (引き戸式等の出入口・洗面器高さ・引き戸式等の出入口・滑りにくい仕上げ)	腰掛式便所 (引き戸式等の出入口・両側手すり等)	オストメイト対応便所	小便器 (床置き式等・手すり設置)	おむつ交換台	ホテル又は旅館の客室 (車いす使用者用便所と浴室)	敷地内の通路 (滑りにくい仕上げ・段及び傾斜路の手すり設置等整備)	駐車場 (幅350cm・標識等による表示)	浴室等 (出入口幅80cm・浴槽高さ・手すり設置・滑りにくい仕上げ)	更衣室 (出入口幅80cm・滑りにくい仕上げ)	シャワールーム (出入口幅80cm・手すり設置・腰掛け台設置・滑りにくい仕上げ)	案内設備 (E.V.・便所・駐車施設等の配置を示した案内板設置)	標識 (E.V.・便所・駐車施設等があることを表示)	経路内の段の禁止 (傾斜路又はE.V.を併設する場合は免除)	エレベーター設置	出入口 (幅80cm・段の禁止・引き戸式等・点状ブロック敷設・透明な戸の衝突防止措置・自動回転扉の場合の仕様)	廊下等 (戸の前後の水平面・出隅の隅切り)	幅員 (幅120cm)	車いす転回所 (50m以内のこと)	手すり設置	授乳所 (ベビーベッド設置・壁による目隠し)	記載用カウンター (高さ及び蹴込みの仕様)	公衆電話所 (高さ及び蹴込みの仕様)	固定観覧席 (車いす席・集団補聴設備)	傾斜路 (幅120cm・勾配1/12・75cm毎に踊り場設置・縁端部の立ち上がり設置)	エレベーター (出入口幅80cm・かこの寸法・制御装置の仕様・音声案内装置)	100×110以上のE.V.を設置する場合の仕様	特殊構造昇降機 (かこは70cm×120cm)	敷地内の通路 (幅120cm・50m毎に車いす転回所・傾斜路の仕様・排水溝溝ぶたの仕様)	歩車道の分離	案内設備までの経路 (線状・点状ブロック敷設)	乗降場等までの経路 (線状・点状ブロック敷設)		
特別支援学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	DかつH	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学校(特別支援学校除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	DかつH	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
病院又は診療所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集会場又は公会堂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
展示場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホテル又は旅館	-	-	-	-	-	-	-	-	B	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
共同住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保育所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
体育館、水泳場、ポーリング場、その他これらに類する運動施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
遊技場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
博物館、美術館又は図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公衆浴場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
飲食店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
理髪店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
クリーニング取次店又は質屋、貸衣装屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
銀行又は郵便局、その他これらに類するサービス業を営む店舗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車教習所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学習塾又は華道教室、囲碁教室、その他これらに類するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
工場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	E	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車の停留所又は駐車のための施設(一般公共の用に供するものに限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	G	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
公衆便所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公共用歩廊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

は条例で追加した特定建築物 ○は適合義務化から除外する基準 1,000㎡未満に適用 1,000㎡以上2,000㎡未満に適用

